

1. 組織名

一般社団法人 日本塩工業会

2. 提出意見①

該当する交渉分野
物品市場アクセス
意見

日本塩工業会は、国内で塩を生産している企業の団体であります。塩は、生命維持に必要なもので、かつ、国民生活に不可欠な代替性の無い物資であり、国内製塩企業は安全な塩を国民に安定供給する大変重要な使命を担っています。

我が国の塩の生産は、国内に岩塩等の天然資源が存在せず、また、多雨高湿の気候により、天日塩の製造が極めて困難であることから、諸外国に比べ大変不利な条件下にあります。(海外では、岩塩、天日塩により生産)

国内製塩業界では、従来、この不利な条件を克服するための合理化努力を積み重ねてきており、特に永年(古来～昭和47年まで)続いた塩田製法から「イオン交換膜法」へ転換(昭和47年～)する等、塩製造コストの引下げを行い、輸入塩に対する競争力の強化を図り、廉価で安全な塩の供給に努力をしております。

しかしながら、この製塩法は、製造費用に占めるエネルギー費用比率が約30%と、他の産業に比べ非常に高いため、石炭価格の高騰等の影響により、すぐに企業経営に影響がでるような非常に不安定な状況にあります。

こうした我が国の塩生産の特殊性に鑑み、永年続いた塩専売法廃止の経過期間終了時(平成14年)に、塩の輸入自由化(一元輸入の廃止)に伴い、輸入精製塩と国内塩の競争条件を整えるために、「関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律」により、暫定税率を適用して頂き、最終的には、平成17年4月以降、一定の水準の関税(トン当たり500円)を恒久的な基本税率として、現在に至っているところであります。

我が国は、塩の自給率が12%程度と、諸外国と比べ極めて低いことから、少なくとも食料用塩の需要量分を国内生産により安定供給することが望まれるが、国産塩の競争力が低下すると、それが困難になります。

基本税率のトン当たり500円は、塩資源が皆無の我が国において、経済合理性を保ちつつ食料用塩程度の塩を国内自給するため、永年に亘り努力して築き上げてきた我が国独特の「イオン交換膜製塩法」による国内製塩業にとって、「譲れない一線」だと理解しております。

次回からのTPP交渉において、この塩の基本税率の措置が無効となることがないように、強くお願い申し上げます。

トン当たり500円の基本関税は、額としてはごくごく小さなものであり、あつてなきがごとき象徴的な数値ではありますが、この関税が無くなったら、「蟻の一穴」となり、輸入精製塩が大量に国内に入って来て、国内製塩企業が壊滅する惧れもあります。

「たかが500円」ですが、「されど500円」であります。

このような国内製塩企業の厳しい状況をよくご理解頂き、是非ともトン当たり500円の基本関税を守って頂きますよう、よろしくお願い致します。

(注)

・イオン交換膜製塩法(イオン交換膜濃縮せんごう法)
海水を汲み上げ、イオン交換膜電気透析層で濃縮し、多重効用蒸発結晶缶で水を蒸発させて塩を生産する方法
この方法は、海外と比べ、大量の蒸気と電力が必要。
この、ハンディキャップを克服するために、石炭ボイラーと発電機を設備し、タービン排蒸気を多重効用缶で活用するというハイブリッド型コージェネレーションシステムを開発し、エネルギー利用効率の高いプロセスになるように改善を重ねてきた。

・塩に係る関税(平成14年4月1日から施行) * 有税の塩のみ説明

①基本税率 1kgにつき50銭

②暫定税率

平成15年3月31日までに輸入されるもの

1kgにつき3円30銭

平成15年4月1日～平成16年3月31日までに輸入されるもの

1kgにつき2円90銭

平成16年4月1日～平成17年3月31日までに輸入されるもの

1kgにつき2円50銭

・塩

輸出入統計品目番号 2501.00-010

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、
「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について、意見等を提出される場合は、シートを
分けて記入・提出願います。